



Title	自動公衆送信の日中比較研究 : WIP0条約からの軌跡 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	孫, 友容
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12966号
Issue Date	2018-03-22
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/69374
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Yourong_Sun_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学 位 論 文 題 名

自動公衆送信の日中比較研究
—WIPO 条約からの軌跡—

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

日本の著作権法上の自動公衆送信と中国の著作権法上の情報ネットワーク伝達は、いずれも著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）と実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）を実施するために、国内法を改正する際に導入された著作権の内容であり、両条約の背後には通信技術の革新に対応し、オン・デマンド型の著作物の伝達行為を明文で規制する、という目的があった。

第 1 章 自動公衆送信に関する予備的な考察

本章では、日中両国の著作権法改正のきっかけとなった国際条約の背景およびその締結過程、国際条約を実施するために導入された自動公衆送信と情報ネットワーク伝達に関する法規範とその立法過程を俯瞰する。

世界知的所有権機関（WIPO）は、各国の著作権法の中に存在する相違点が徐々に著作権制度の核心的領域まで拡大してきたことに鑑み、各国に対して著作権法制度に関する拘束力のない提案を行うという従来の「指導的發展」の方針から、積極的に模範法ないし国際条約の制定に携わる目標に転向した。また、各加盟国は、TRIPs 協定の交渉過程から相互の法制度の相違を実感したため、次第に積極的に国際条約の交渉過程に関与するようになってきた。このうち最も重要な地域的研究と思われる日本、アメリカ、欧州共同体の報告書は、いずれも権利者、伝達者、利用者の利益を衡量してバランスの取れた法制度が必要であることに言及しているにもかかわらず、その具体的な提案のほとんどが、権利の範囲を網羅的に規定し、著作権の範囲を制限するような法解釈の可能性を狭い範囲内に限定するようなものとなっている。そして、WIPO が開催したブレインストーミング会議において、権利者の利益が情報伝達技術の発展によって安易に侵食されないようにという趣旨の下で議論が展開されていた。他方、当時の WIPO の事務局次長である Ficsor 氏はオン・デマンド送信に対する規制に関する各加盟国の法制度を調和するための「傘形解決策」を提案した。国際条約の交渉段階に入り、各加盟国は選択すべき支分権について合意を達成することができなかったが、条約の締結という結果の達成に向けて「傘形解決策」を取り

入れるという柔軟な立場を示した。

条約を実施するために、日本は、WCT の「公衆への伝達権」に倣い、公衆へ著作物を伝達する行為を統括する「公衆送信権」を創設するとともに、公衆送信権の下に「放送」、「有線放送」、「自動公衆送信」という 3 種類の利用形態を例示した上で、自動公衆送信の場合に限って、その前段階である「送信可能化」を規制した。中国は、インタラクティブ送信について「情報ネットワーク伝達」という新しい支分権を設立し、その定義においてほぼ完全に WCT の文言を翻訳した。

第 2 章 日中における自動公衆送信に関する法規範の適用——インタラクティブ要件

本章は、日中の著作権法における自動公衆送信のインタラクティブ要件について比較研究を行う。日本の著作権法からも中国の著作権法からも、インタラクティブ送信行為に関する定義から、「インタラクティブ」要件、「公衆」要件、「送信」要件との 3 つの要件を抽出することができる。日本の著作権法において、インタラクティブ要件が争点になることは極めて少ないといえることができる。これは、著作権法の条文上、人間による格別の操作がなく単に機械や装置など自らの力で動くことを意味する「自動」という言葉を用いることによって、インタラクティブ要件の判断は送信が実際に行われる際に送信者の格別の操作が必要か否かを見ることで容易に行われるからであると思われる。しかし、インタラクティブ要件の判断の明確さゆえに、柔軟性が欠けており、急速に発展する通信技術に対応するために早急な法改正が迫られることがある。中国の著作権法において、インタラクティブ要件には「時間」と「場所」の自由選択可能性の要素が含まれているが、WCT のように公衆への伝達権というインタラクティブ送信行為の上位概念が存在しないため、多様化しているインターネットによる著作物の利用行為に直面する際に、インタラクティブ送信行為の位置づけについて司法実務や著作権取引実務が混乱に陥ることがある。

第 3 章 日中における自動公衆送信に関する法規範の適用——公衆要件

本章は、日中の著作権法における自動公衆送信の公衆要件について比較研究を行う。日本において、1 対 1 の送信機能を有する装置を利用した送信サービスが争点になったことによって、公衆要件の判断の枠組み問題が提起された。その結果、公衆要件の判断は、装置の機能に着目すべきではなく、送信主体の判断を先行させ、当該主体から見た受信者が公衆であるか否かを判断すべきである、という基準が「まねき TV」事件上告審判決によって確立された。また、具体的な判断にあたって、少数か多数かに関係なく不特定の者と、特定かつ多数の者が公衆と認定される。これに対し、中国においては公衆要件に関する議論が欠けているが、多大な利益をもたらす一方で著作権者への還元がないような行為であれば、公衆要件を充足し、著作権侵害行為として規制すべきであるということについて共通の認識が得られているように見受けられる。

第4章 日中における自動公衆送信に関する法規範の適用——送信要件

本章は、日中の著作権法における自動公衆送信の送信要件について比較研究を行う。日本法上の送信要件は、その文言から単純に技術的手段を観察すれば判断できるように見えるが、送信主体を判断するために規範的な評価が行われてきた。もっとも、「まねき TV」事件上告審判決は、送信可能な状態から送信が実際に行われるまで受信者の請求行為のみが必要とされるという自動公衆送信の特徴から、自動送信装置を機能させる者を主体として捉えるという物理的な基準を採用した。他方、中国法上の送信要件は WIPO 条約における「利用可能化」に対応する「提供」という曖昧で広く解釈され得る文言を使用したために、リンク行為のような、典型的な自動送信行為とは異なる行為が送信要件を満たすかについて、「サーバ」基準や「ユーザー」基準などの送信要件を具体化するための基準が議論されてきた。司法実務は自発的に統一した解釈を行うことができなかったが、北京市知識産権法院の幾つかの判決により、「サーバ」基準が徹底される見込みである。「サーバ」基準を批判し、「実質展示」基準など他の基準も唱えられているが、いずれも著作物が一定の規模でアクセスされた場合、情報ネットワーク伝達の送信要件をクリア充足させ、その結果に貢献した者を権利侵害の主体として捉える、という実質的な機能を有する。

第5章 国際条約の実施の光と影

本章は自動公衆送信と情報ネットワーク伝達に関する法制度について、WIPO 国際条約の正式な文言、合意声明、ひいてはその締結過程における検討経過が如何なる影響を及ぼしているのかを解析し、自動公衆送信の系譜を辿ることによって解釈論の機能と限界を指摘する。自動公衆送信の3要件を判断するために、日中の司法実務において採用されている様々な基準や考慮要素は著作権者の権利を拡大する方向に働くものがほとんどであり、個々の利用者の自由を考慮して著作権者の権利を制限するものは少ない。その原因のひとつは、WIPO 条約の締結過程において随所に反映された、技術手段に関係なく著作権者にできるかぎり包括的な権利を与えるという趣旨にあると考えられる。また、同過程においてデジタル時代に対応した権利制限規定についても議論を行ったものの、個人の使用に関する既存の制限規定をさらに制限する方向で議論が行われた。

終章 残された課題

本章は、解釈論と立法論との境界線を引き、立法論を展開するために新しい利益配分モデルの導入が必要であることを提示する。自動公衆送信の系譜を辿れば辿るほど、著作権をより一層強力にすることにしかない。著作権者、通信技術、個人の三者の利益関係のバランスをとった著作権法制度のリフォームのために、立法論を展開し、新たな利益配分モデルを探る必要がある。